令和8年度

社会福祉法人　福島福祉施設協会

瀬上保育所

（重要事項説明書）



はじめに

社会福祉法人　福島福祉施設協会　瀬上保育所では、「こどもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と地域と共に、豊かな人間性と生きる力をはぐくみます」の保育理念のもと、一人ひとりのお子さんを大切にし、心豊かに楽しく生活できるよう保育をしていきます。

家庭を離れての保育所生活は、お子さんにとっても保護者の皆様にも心配なことがあると思います。保育所は、家庭的で親しみのある、ゆったりとして安心感のもてる雰囲気をつくり、その中で子どもたちが、健全な心身の発達を図れるよう支援していきます。

これからお子さんは、家庭と保育所という二つの場所で生活をしていくことになります。お子さんが喜んで登所し保育所生活を楽しむことができるよう、家庭と保育所が連携をとり合いながら、こどもの成長を応援していきましょう。

【保育所と家庭の役割】

保育所では・・・・・・・・・保育に関わる大人やたくさんの友だちと遊んだり生活したりする中で、多くのことを学んでいきます。

家 庭 で は・・・・・・・・・家族との温かいふれあいや、地域社会とのつながりの中で、生活の基礎を育んでいきます。

＊　家庭と保育所とが、それぞれの役割を十分認め合い、お互いの理解と信頼のうえで、保育を進めていきましょう。このしおりを参考にしてご協力をお願いいたします。

保育所の役割

○　保育所は児童福祉法に基づき、保育を必要とするこどもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、こどもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければなりません。

保護者の責任

○　保護者は児童福祉法に言われているように、こどもが家族に心から愛され養護を受け、「人」として心身ともに健やかに育成されるよう努める責任があります。

目　　次

特定教育・保育の開始に際して、あらかじめ当所が説明しておくべき事項は次の通りです

1	保育所の概要	P3
2	設置者の概要	P3
3	保育所の理念及び方針	P4
4	保育所の開所日、開所時間及び休所日	P5
5	保護者の負担金について	P5
6	職員体制について	P6
7	主な施設整備計画	P6
8	保育所の一日	P7
9	年間行事予定表	P8
10	給食（食育）及び衛生管理等について	P9
11	緊急時等における対応方法	P10
12	非常災害対策	P11
13	事故防止のための取り組みについて	P11
14	虐待防止等の取り組みについて	P12
15	職員研修等について	P13
16	保育内容に関する相談・苦情窓口等について	P13
17	カスタマーハラスメントについて	P13
18	健康管理について	P14～15
19	保育所との連絡について	P15
20	送迎について	P15
21	個人情報の取り扱いについて	P16
22	巡回相談について	P16
23	保育所児童保育要録について	P16
	子育てについて	P17～19
	発達の特徴	P20～22

1　保育所の概要

名称	社会福祉法人　福島福祉施設協会　瀬上保育所						
種別	児童福祉法第39条第１項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒960-0101 福島市瀬上町字寺後6						
管理者氏名	所長　佐藤　純子						
開設年月日	昭和25年4月1日						
連絡先	電話番号：024-553-5334　携帯番号：090 - 3365-5522 ＦＡＸ番号：024-553-3999						
実施事業	◆児童福祉法第24条第１項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 □延長保育事業　□障がい児保育　□乳児保育　□一時預かり保育事業 □地域子育て支援拠点事業						
利用定員	３号認定			２号認定			合計
	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	
	9人	12人	12人	15人	16人	16人	80人

2　設置者の概要

名称	社会福祉法人　福島福祉施設協会
法人等種別	社会福祉法人
所在地	〒960-8166 福島市仁井田字龍神前2-1
代表者氏名	会長　八島　洋一
連絡先	電話番号：024-545-3221
設立年月日	昭和56年1月8日
基本理念	**人とともに地域とともにいきいきと** **～　ふだんのくらしのしあわせ　～** 本法人は、福島市の総合福祉施設の経営団体としての役割を十分に認識しながら、施設利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援する。 　社会福祉法人制度、介護保険制度、次世代育成支援等の各分野で改革が進められ、社会福祉法人を取り巻く経営環境が変化する中で、福祉サービスの質の向上を図るため、施設の合理的、能率的経営を行い、経営基盤を強化し利用者の要望に応えられるよう施設運営にあたる。

3　保育所の理念及び方針

<table>
<tr><td>保育理念</td><td>こどもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と地域と共に豊かな人間性と生きる力を育みます。</td></tr>
<tr><td>保育方針</td><td>1．保育所保育指針に則り、こどもの人権を尊重し、その最善の利益のために保育する。
2．笑顔あふれる温かい雰囲気の中で、こどもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む。
3．豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。
4．保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。
5．健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。
6．子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。</td></tr>
<tr><td>保育目標</td><td>瀬上保育所　めざす子ども像
・主体的、意欲的に行動する子ども
・友だちと協力して生活できる子ども
・豊かな感情を持った子ども
＜令和 8 年度　年齢別年間保育目標＞
つくし組（0 歳児）
・一人ひとりの生活リズムを大切にして過ごすし、遊びを楽しむ。
・保育者との触れ合いを通して信頼関係を築き、「眠る」「食べる」「遊ぶ」ことが安心してできるようになる。
さくら組（1 歳児）
・保育士との信頼関係を築き、安心できる環境の中で過ごす。
・「なんだろう？」と興味を持ち、見たり触れたりしながら発見をする。
・「自分でやってみよう」とする気持ち、「できた」という喜びを感じる。
ちゅうりっぷ組（2 歳児）
・生活に必要な身のまわりのことを自分で行う気持ちを持ち、できる喜びを味わう。
・好きな遊びを通して、友だちと関わって遊ぶ楽しさを感じる。
すみれ組（3 歳児）
・安心できる環境の中で、自分の気持ちをのびのび表現する。
・友だちや保育士と関わる中で、一緒に遊ぶ楽しさを感じる。</td></tr>
</table>

	たんぽぽ組（4歳児） ・友だちと関わりを深めながら、同じ目的をもって活動する楽しさを味わう。 ・友だちや保育者との関わりの中で、自分の気持ちや考えを伝えられるようにする。 ひまわり組（5歳児） ・自分の言葉で感情や考えを伝え、相手の話を聞く。 ・友だちと協力して最後までやり遂げ、自信を持って行動し達成感を味わう。

4　保育所の開所日、開所時間及び休所日

（1）　開所日と開所時間　　月曜日から土曜日まで　　7時00から19時00分まで

（2）　保育時間　　保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて**保育短時間・保育標準時間**に区分されています。
保育短時間　　8時00分から16時00分まで
保育標準時間　7時00分から18時00分まで

（3）　延長保育　　延長保育を実施しています。利用する方は「延長保育実施要綱」**（別紙1）**をお読みになり事務所までお申し出ください。
保育短時間　　①　7時00分から8時00分まで
②　16時00分から18時00分まで
③　18時00分から19時00分まで
保育標準時間　18時00分から19時00分まで

（5）　休所日　　日曜日　祝日　年末年始　12月29日から1月3日まで

5　保護者の負担金について

（1）　**保育料**　　0歳児～2歳児は、保護者の市町村民税の課税状況と保育の必要量の区分に応じて「福島市利用者負担額（保育料）一覧表」をもとに決定されています。
3歳児～5歳児は、保育料が無償となります。

給食費　　3歳児～5歳児は、主食費1000円/月　副食費6500円/月
を納入していただきます。
＊　副食費には福島市より補助が出ており、前年度は4800円/月でした
＊　副食費について保護者の市町村民税の課税額により支払いが免除される場合があります。

教材費　　クラス毎に必要な教材があります。年度はじめ、または年度途中での購入をお願いいたします。（金額は教材注文書に記載しております）

延長保育料　1回　200円

（2）　納入　　保育料は福島市に納付します。（口座振替日は利用月の平日末日）
給食費・教材費・延長保育料の支払いは保育所に口座振替となります。
（口座振替日は利用翌月の原則 25 日）
現金は釣銭のないように必ず職員に手渡ししてください。

＊　保育料等についての詳細は、福島市幼保企画課幼保認定係が発行する「令和 8 年度保育施設利用案内」をご覧ください。

6　職員体制について

職名	人数	職務	備考
所長	１名	施設の業務を総括し、資質向上を図る	
主任保育士	１名	所長の命のもと保育の業務を掌理し、所属職員を統括指導する	
副主任保育士	２名	主任保育士の業務を補佐し、所属職員を統括する	
保育士	１５名	保育計画を立案し、充実した活動ができるよう保育を行う	
栄養士	１名	献立作成及び給食運営全般を行う	
調理員	３名	献立に基づく調理業務及び衛生管理を行う	
用務員	１名	環境整備を行う	
嘱託医	１名	園児の心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談指導を行う	上松川診療所
嘱託歯科医	１名		五十嵐歯科医院

＊　上記表は、厚生労働省児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく配置基準を満たし、より充実した保育体制を整えるための職員を配置したものです。
＊　開所時間中は、最低２名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

7　主な施設整備計画

内　　容	理　　由
プール塗装修繕	劣化によりプールの表面に亀裂が入り、安全面において心配があるため
エアコン交換	経年劣化による老朽化のため
遊戯室・壁紙修繕	塗装や壁紙の剥がれが目立つため

8　保育所の一日

時間	つくし・さくら・ちゅうりっぷ組	すみれ・たんぽぽ・ひまわり組
7:00	開所	
	あいさつ　持ち物の準備　健康観察	
	自由あそび	
8:30	おむつ交換、排泄	
	手洗い	
9:00	おやつ	
9:15		体操・リズム
9:30	保育計画による活動	排泄、手洗い
	各クラスで活動	保育計画による活動
		各クラスで活動
	おむつ交換、排泄　・手洗い	
11:00	昼食	排泄、手洗い
11:30	食後の口、手拭き	昼食
	おむつ交換、排泄、着替え	
12:00	お昼寝	歯磨き（3，4，5歳児）
		排泄、着替え
13:00		お昼寝
14:30	おむつ交換、排泄	排泄、着替え
	着替え、手洗い	手洗い
15:00	おやつ	おやつ
15:30	あいさつ	
16:00	当番保育士のもとでの活動	当番保育士のもとでの活動
	～お迎え順に降所～	
18:00	延長保育	
19:00	閉所	

9　年間行事予定表

（1）主な年間行事（予定）

4月 進級式　★入園式 ★新年度オリエンテーション 交通安全教室	**5月** 尿検査 ★懇談会	**6月** プール開き ★夏祭り
7月 ★フリー参観 七夕	**8月** チャレンジデー（ひまわり組）	**9月** ★運動会 （すみれ・たんぽぽ・ひまわり組）
10月 ★運動会（つくし・さくら・ちゅうりっぷ組） 遠足（すみれ・たんぽぽ・ひまわり組）　ハロウィン	**11月** 満了遠足（ひまわり組） ★保育参観・懇談会 （つくし・さくら・ちゅうりっぷ・すみれ組）	**12月** ★クリスマス会 （たんぽぽ・ひまわり組）
1月 だんごさし ★生活発表会 （つくし・さくら・ちゅうりっぷ・すみれ組）	**2月** 豆まき会 ★保育参観・懇談会 （たんぽぽ・ひまわり組）	**3月** ひなまつり　お別れ会 ★満了式　修了式

＊　★印は保護者参加の行事です。是非ご参加ください。

＊　予定は都合により変更になることがありますので、ご了承ください。

（2）その他行事

毎月実施するもの	誕生会　避難訓練	
保健計画によるもの	乳児健康診断（0歳児のみ）	月4回
	身長、体重計測	月1回
	定期健康診断	年2回
	歯科健康診査	年1回
	尿検査（3歳以上児）	年1回

１０　給食（食育）及び衛生管理等について

食育目標	○　おなかがすくリズムのもてるこども ○　食べたいもの、好きなものが増えるこども ○　いっしょに食べたい人がいるこども ○　食事づくり、準備にかかわるこども ○　食べものを話題にするこども
給食 （昼食・おやつ・補食）	乳幼児の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し、自所調理で完全給食を提供しております。
栄養摂取量	◆　1～2歳児　　460キロカロリーを目安に給食を作っています。 3～5歳児　　540キロカロリーを目安に給食を作っています。 ◆　体が小さい乳幼児は一度にたくさん食べられないため間食が重要な栄養補給となります。そのため３歳未満児は午前のおやつがあります。
献立等	栄養士が作成した健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を十分に考慮した献立をもとに、新鮮で安全な食材を使用し自所調理を行っております。 なお、毎月月末までに翌月の献立表を配信及び配布、展示食ケース掲示版でお知らせするとともに、毎日の給食を展示します。
食物アレルギーの対応	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき適切に対応いたします。必要書類は保育所にありますのでお渡しいたします。 ①　毎年一回「アレルギー疾患に関する調査」を行います。 ②　アレルギーのある場合は主治医から「アレルギー疾患生活管理指導表」「食物アレルギー用給食実施・解除申請書」書いてもらいます。 ・　除去…食品によるアレルギーがある場合は、医師の診断を受け、医師の指示書等必要書類をお渡しします。その上で除去食を提供します。 ・　解除…アレルギーが改善され解除された場合も、医師の指示に従い家庭で試していただき、異常が見られない場合、保育所でも解除となります。 ・　薬やエピペンの必要がある場合には、「与薬に関する主治医の指示書」を提出してください。
衛生管理等	◆　職員の健康診断を年１回以上、調理（調乳を含む）従事者の検便を毎月実施します。 ◆　納入業者の食材自主検査の実施と報告を依頼しております。 ◆　調理した食品の保菌検査を行っております。 ◆　「社会福祉法人福島福祉施設協会栄養士会　給食危機管理マニュアル」に基づいた給食施設・設備の管理、衛生の保持、食品の取り扱い、異物混入の対応、調理従事者の健康管理などを実施し、安心・安全・おいしい給食の提供に努めます。 ◆　給食をとりおきできる時間は12時までとなっております。通院などで登所が遅れる場合はご注意ください。

１１　緊急時等における対応方法

対応方法	◆ お子さんに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに所児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆ 保護者への連絡は「緊急時連絡票」に記入された連絡先にいたします。必ず連絡のつく電話番号をご記入ください。（①から順に連絡をいたします） ◆ 通院が必要と判断した場合は、保護者に連絡し了解を得て指定の病院、又は下記の病院への通院をいたします。場合によっては保護者の方に来ていただくこともあります。 ◆ 保護者と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承ください。		
救急・消防	管轄	飯坂消防署東出張所	
	所在地・連絡先	福島市鎌田字一里塚7-3	024-553-7796
警察	管轄	福島北警察署	
	所在地・連絡先	福島市飯坂町平野字江合2-8	024-554-0110
嘱託医	病院名	上松川診療所（医師：岸本裕子）	
	所在地・連絡先	福島市北沢又字番匠田5	024-558-1111
嘱託歯科医	病院名	五十嵐歯科医院（医師：五十嵐徹）	
	所在地・連絡先	福島市瀬上町字本町38	024-553-1626
整形外科	病院名	後藤整形外科	
	所在地・連絡先	福島市鎌田字門丈壇10-10	024-554-2626
眼科	病院名	末永眼科	
	所在地・連絡先	福島市鎌田字御仮家73-4	024-554-6236
耳鼻咽頭科	病院名	イノモト医院耳鼻咽喉科	
	所在地・連絡先	福島市瀬上町字四斗蒔24-7	024-534-3387
皮膚科	病院名	南やのめ皮膚科クリニック	
	所在地・連絡先	福島市南矢野目字上戸ノ内7-7	024-572-5100
外科（脳外）	病院名	まつもと脳神経・内科クリニック	
	所在地・連絡先	福島市南矢野目道下35-1	024-557-1233

＊　**「緊急時連絡票」について（別紙２）**

入所時に保護者の皆様から、緊急時連絡票を記入し提出していただいています。この連絡票は緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。ひとつの項目でも変更が生じた場合は、必ず保育所へお知らせください。変更の記入をしていただきます。お子さんをお預かりする上で、保護者の皆様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

＊　**「健康保険証の廃止に伴う児童生徒本人の被保険者資格の確認方法」について（新入園児のみ）**

マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルを印刷したもの、または、資格情報のお知らせの写しをお預かりさせていただきます。（別紙３）

12　非常災害対策

防犯設備	県警ホットライン（非常通報装置）、防犯用カメラ（玄関・保育所所庭） 夜間警備
防災設備	自動火災報知設備　誘導灯設備　消火器　避難器具
消防計画 届出年月日	福島市飯坂消防署　　令和7年10月8日　届出済 （東出張所）
防火管理者	主任保育士　鈴木　幸恵
定期訓練	◆　避難訓練、消火訓練：毎月１回以上実施 ◆　総合防災訓練（引取訓練を含む）通報訓練：毎年1回実施
災害発生時 の対応等	保護者等に引き渡すまでの間（開所時間外を含む）お子さんを保護します
災害時安否 情報メール	災害時の保育所の対応についてはルクミーのアプリに配信し、お知らせいたします
避難場所	**第一避難場所　　保育所所庭又は玄関** **第二避難場所　　瀬上小学校又は台厳寺** **＊状況により保育所に留まっている場合もあります**

13　事故防止のための取り組みについて

社会福祉法人福島福祉施設協会保育所会の安全計画（別紙4）及び事故防止マニュアルに則り、事故防止のために常にこどもの活動を把握し、以下の活動においての配慮事項に従い年齢やそれぞれの発達に合わせ対応してまいります。

【活動】　　登所・クラス別の活動・沐浴、プールあそび・給食及びおやつ・午睡・預薬・降所

＊　乳幼児突然死症候群（SIDS）について

全年齢とも保育士の目視確認に加え、ルクミーの午睡チェックシートを使い午睡時の事故防止に努めています。0歳児については乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、センサーを使用しております。睡眠中のこどもの呼吸の状態を測定して万が一の異常がある時に知らせてくれる機器です。使用に関しては同意書をお渡しいたします。

＊　保険に加入しております

独立行政法人日本スポーツ振興センター.あいおいニッセイ同和損害保険株式会社……保育所の管理下におけるこどもの災害（負傷、疾病等）に対して、災害共済給付の支給があります。

＊　避難訓練の実施

職員が安全管理に関わる研修に取り組み、周知、実施をして子どもたちの安全を守ります。また、毎月ごと避難訓練ではこどもたちに分かりやすい防災・防犯の指導を行っていきます。

14　虐待防止等の取り組みについて

体制整備等	入所児の虐待防止及び人権擁護等を図るために、関係機関との必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の取り組みをいたします。
緊急時の対応	お子さんに不適切な養育の兆候が認められる場合、その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

【児童虐待の防止等に関する法律】

第５条　学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第６条　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

児童虐待の行為　～保育従事者・教職員のための 児童虐待対応の手引き（改訂版）より～

・身体的虐待　…　殴る、蹴る、熱湯をかける、溺れさせる、 逆さづりにする、タバコの火を押しつける、 頭部を激しく揺さぶる、冬に戸外に閉め出すなど身体に傷を負わせたり生命に危険を及ぼす行為。

・心理的虐待　…　脅したりおびえさせたりする、甘えてきても無視するなどの拒否的な態度、きょうだい間の極端な差別など、子どもの心に著しい傷を与える言動を行うこと。また、子どもをＤＶ（ﾄﾞﾒｽﾃｨｯｸ・ﾊﾞｲｵﾚﾝｽ＝夫婦(恋人)間暴力）に曝すことも当てはまる。

・性的虐待　…　子どもに性的行為を行うこと、性器や性交を子どもに見せること、また、強要して子どもの裸を写真やビデオに撮影すること。

・ネグレクト　…　十分な食事を与えない、衣服や下着などを長期間ひどく不潔なままにする、おむつを替えない、病気やけがをしても病院に連れて行かない、乳幼児を車内に放置したり、家に残したままたびたび外出する、子どもが求めているのにスキンシップをしない・抱っこしないなど。

【その他の取り組み】

○　「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について」（令和7年10月1日施行）

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることを受け、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境の整備に取り組んでおります。

○　「こども性暴力防止法」　（令和8年12月25日施行）

こどもを性暴力から守る環境づくりを進め、こどもと接する業務に就く人に性犯罪前科の有無の確認、性暴力のおそれがある場合はこどもと接する業務に就かせない取り組みを行っています。

15　職員研修等について

職員研修	保育の専門性等の向上を図るために研修計画を策定し、職場内及び外部研修の受講に努めます。
自己評価	職員による保育の内容等に関する「自己評価」「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を毎年１回以上実施し、保育の質の向上に努めます。
第三者評価	◆　認証評価機関による「第三者評価」を定期的に受審します。 ◆　当保育所の受審結果は、福島県ホームページ福祉サービス第三者評価事業よりご覧いただけます。

16　保育内容に関する相談・苦情窓口等について

保育所では、利用者等からの苦情に適切に対応する体制を整えております。保育所に対する苦情や改善要望がございましたら、遠慮なく主任保育士・所長にご相談ください。

また、保育所に話しづらい場合には、「第三者委員による苦情解決」の相談体制も整備されていますのでご利用ください。

その他、利用者アンケートを行っております。アンケート実施の際は忌憚のないご意見をお聞かせ願います。アンケートの結果は公表させていただいております。

保育所

受付担当者	鈴木　幸恵（役職：瀬上保育所　主任保育士）
解決責任者	佐藤　純子（役職：瀬上保育所　所長）
連絡先	024-553-5334　　090-3365-5522

第三者委員

氏名	矢吹　稔
連絡先	024-546-2255
氏名	大河内　恵
連絡先	024-567-3526
氏名	斎藤　幸子
連絡先	024-545-3859

【第三者委員による苦情解決について】

この苦情解決制度は、社会性や客観性を保持し、保育所利用者の立場や権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。第三者委員の連絡先は、保育所１階階段横に掲示してあります。

17　カスタマーハラスメントについて

当協会ではカスタマーハラスメントに対する行動指針を策定しております。各関係機関とも連携をはかり対応いたします。（別紙 5）

18 健康管理について

（1） 乳幼児は免疫力が十分でないため、集団で長時間過ごす保育所では、病気にかかったり、体に異常があらわれたりすることがあります。以下の症状が見られたときは、医師の指示を受け、元気な状態に回復してから登所しましょう。（参考：「保育所における感染症対策ガイドライン」こども家庭庁）

発　熱　・　24時間以内に38℃を超える発熱がある場合　　・　解熱剤を使用している場合

下　痢　・　24時間以内に複数回の水様便がある場合　　・　食事毎に下痢便が出る場合

・　機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている等の症状がみられる場合

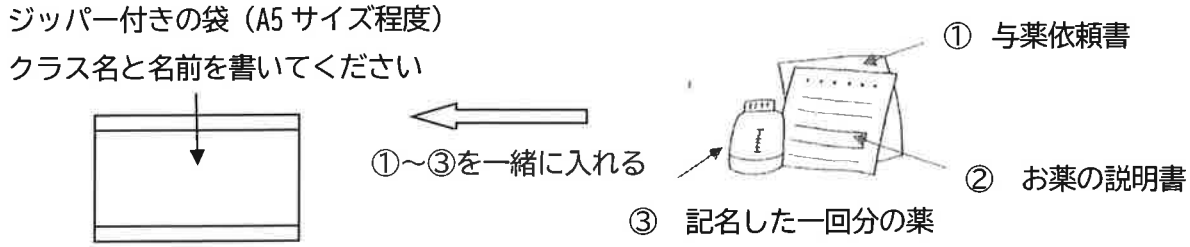
嘔　吐　・　24時間以内に複数回の嘔吐がある場合

・　食欲がない、機嫌が悪く元気がない等の症状がみられる場合

＊ **発しんや目の異常（目やに、目の充血、まぶたの腫れ）**は感染のおそれがあるため、医師の指示を受けてから登所してください。

（2） 保育所での与薬の代行は必要最低限にしたいと考えております。やむを得ず持参される場合は以下のことを守ってお持ちください。

○ 「与薬依頼書」（別紙 7）に記入し、「お薬の説明書」と「一回分の薬」を一緒に袋に入れて職員に手渡してください。



○ 医療機関から処方された薬をお預かりします。以下の薬はお預かりできませんのでご注意ください。

・ 保護者の判断で持参した薬

・ 以前に処方された薬（医師の判断がなければお預かりできません）

・ 市販薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤

○ 受診時には医療機関で、保育所に通っていることを医師に伝えてください。

○ 気管支拡張テープなどの貼るタイプの薬を使用して登所する場合は、必ず保育所にお知らせください。テープには名前を記入してください。

（3） 保育中に体調不良が見られた場合には、保護者にお知らせをします。状況によってはお迎えをお願いすることがあります。

（4） 学校保健安全法では、感染性の病気にかかったときは出席停止の指示をしなければならないことになっています。保育所においてもこれを準用していきます。また、登所する際には福島市こども未来部幼保企画課・幼保支援課「医師の意見書」（別紙 7）を提出してください。

（5） 感染症にかかった後の登所再開については、福島市こども未来部幼保企画課・幼保支援課より示されています「登園のめやす」（別紙 8）をご覧ください。

（6） 家族に感染症が発生した場合は、まん延防止のため速やかにお知らせください。

（7） 感染症等の情報や感染症対策については状況に合わせてその都度通知いたします。

（8）　虫歯を予防するために、昼食後、お茶を飲む習慣から「ぶくぶくべ」のうがい、3歳児から歯磨きを行っています。4・5歳児は歯磨きに加えフッ化物（オラブリス）洗口をしています。フッ化物洗口については同意書をお渡しいたします。（料金はかかりません）

ご家庭では歯磨きと大人の仕上げ磨きを励行して、健康な歯を目指しましょう。

19　保育所との連絡について

① 家庭やお子さんの状況に変更（住所・就労先・勤務時間・電話番号・家族の異動・出産・育児休業・退所等）があった場合は速やかにお知らせください。福島市に提出する書類は保育所にあります。
② 欠席や登所が遅くなる場合は9時までにルクミーを通して連絡を入れてください。連絡がない場合には保育所より確認の電話を入れさせていただきます。
③ 送迎者や送迎時間の変更のある場合には、必ず保育所に連絡してください。その際は、速やかに対応できるように保育所電話まで連絡願います。保護者の連絡先がいつもと変わるときも忘れずにお知らせください。
④ 登所時は保育室に入り、朝の支度やロッカーの補充などをお子さんと一緒に済ませて、お子さんの健康状態等必要なことを伝えお子さんをお預けください。降所するときも保育士に声をかけてからお帰り下さるようお願いいたします。
⑤ 保育所からの連絡（連絡帳、園だより、掲示物等）や緊急のお知らせがルクミーで配信されますので忘れずに目を通してください。

20　送迎について

① 送迎の際は、必ず保育所の駐車場をご利用ください。（別紙9）
（保護者駐車場、職員駐車場、林パーキング　）
路上駐車は禁止とさせていただいております。ご理解とご協力をお願いいたします。
② 駐車したら、エンジンを切り、必ず鍵をかけましょう。
③ 駐車場から保育所の間は、必ず手をつないで親子一緒に来てください。
④ チャイルドシート、ジュニアシートは必ず着用しましょう。
⑤ 保育所門扉の開閉は必ず大人がしましょう。
⑥ 駐車場内での事故等については十分に気をつけてご利用ください。駐車場内で発生したことについては自己責任となりますが、なお、保育所にもお知らせください。

21　個人情報の取り扱いについて

○　個人の情報を収集する際には、利用目的を明確にした上で収集を行います。使用につきましては「個人情報使用同意書」を提出していただいております。（別紙 10）

○　個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努め、また、漏えいがないよう適切に責任を持って管理いたします。個人情報を保有する必要がなくなり次第速やかに消去、廃棄いたします。

○　保育所行事などの際に個人で撮影したビデオや写真などを、外部への提供や SNS になどに投稿する場合は、映っている人が特定されないようにして下さい。

項　目	利　用　目　的
緊急時連絡票	保護者の方の勤務状況や連絡先・緊急時の連絡先把握のために使用します。保育所より病院受診の際に持参します。
保育ＩＣＴ・研修サービス（ルクミー）	お子さんの成長の記録や、保育園の様子や家庭での様子、連絡事項の共有のため使用します。配信等をシステムで管理し使用します。
写真	保育所のホームページとルクミー、テレビや新聞社からの依頼に応じて写真を掲載することがあります。

22　巡回相談について

心理士や言語聴覚士等の専門家による巡回相談を保護者の承諾を得たうえで行い、保護者の育児相談に応じたり保育上の助言を受けたりしながら保育を実施しています。巡回相談日には、保護者も参加できます。

23　保育所児童保育要録について

厚生労働省告示の「保育所保育指針」では、保育所に入所しているこどもの就学に際し、市区町村の支援の下に、こどもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」を保育所で作成して就学先の小学校に送付することを定めています。保育所に在所し、保育所を満了して小学校に入学される児童について、下記のとおり保育所が「保育所児童保育要録」を作成し、保育所から小学校に送付しますので、ご了解をお願いします。

○　保育所児童保育要録の目的

保育所児童保育要録は、児童の担当保育士が保育士としての専門性を持ってこどもの育ってきた過程を振り返り、こどもの姿や発達の状況を的確に捉えて記載します。これによりこどもの育ちを次のステージ(小学校)へとつなげることを目的としています。

○　個人情報の保護に関する取扱い

保育所児童保育要録は、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含んでいるため、個人情報の保護に関する法律を踏まえた取扱いにより、目的外には使用いたしません。

○　保育所児童保育要録の他に、就学サポートシート（福島市）があります。就学サポートシートは、お子さん一人ひとりの成長・発達の歩みを大切にし、学校生活へのスムーズな移行を支援するために、保護者の方と保育所がともに作成するものです。詳しくは、保育所にお尋ねください。

子育てについて

健康に過ごすために

健康は生活の基本です。こどもにとって心や体が発達していくうえで、生活のリズムを整えていくことはとても大切です。

○ 規則正しい生活　○ 思いきり体を動かして遊ぶ

○ 楽しい食事　○ 十分な睡眠や休息

これらが満たされ心も体も安定して健康に過ごせるように、こどもの生活を 24 時間でとらえ、家庭と保育所との連携を密にして生活リズムを整えましょう。

食　事　“体づくりはまず食事から”

○ 朝ごはんを食べることによって体も脳も目覚めます。朝ごはんを食べて登所しましょう。

○ 育ち盛りのこどもは十分な栄養をとることが大切です。できるだけいろいろな食品に触れバランスのとれた食事をとりましょう

○ 食事は楽しく食べてこそ、より栄養になるとも言われています。家族でゆったりと楽しい雰囲気のなか食事をするよう心がけましょう。

睡　眠　“早起き早寝、寝る子は育つ”

○ 早起き早寝の習慣で健全な心と体を育てましょう。

○ 決まった時間に気持ちよく眠ることができるように環境を整えましょう。

運　動　“戸外であそびましょう”

○ 外気に触れて体を動かして遊ぶことは運動機能の発達はもちろん、骨の発育を促し体を丈夫にし、病気への抵抗力を高めるうえで大切です。体を動かして遊ぶことを心がけましょう。

薄　着　“薄着で丈夫な体を”

○ こどもは新陳代謝が活発です。活動しやすく心地よく過ごせるよう薄着を心がけましょう。

○ 肌に直接触れる衣類は、汗を吸収しやすい素材のものを選びましょう。

事　故　“こどもは危険に対する予測がつきません”

○ やけど、誤飲、転落によるケガや事故等がないよう、大人が十分注意し子どもの安全を守りましょう。

○ 大人が交通ルールとマナーを守り見本を示し、交通事故からこどもを守りましょう。

明るく思いやりのあるこども・意欲的なこどもに育つために

こどもは豊かに成長する力をもっています。

全身を使って遊んだり、歩いたり走ったり、五感を使った遊びや体験を通して、自分で考えて行動することや友だちや様々な人との関わりを学びます。その中で喜んだり悲しんだり感動したりがまんしたり相手を思いやる気持ちが育ちます。

○　こどものやってみよう、試してみようという意欲をできるだけ認めながら、やってはいけないことはきちんと教え、危険のないよう見守っていきましょう。

○　こどもが話しかけてきたらしっかり聞きましょう。その体験がこどもの聞く力、話す力、考える力を伸ばします。

○　喜んだり感動したりする経験や、身近な大人の優しい言葉かけ、日常のさりげない思いやりなどによって、豊かな情緒が日々の生活の中で養われます。

○　こどもの生活の中でもスマートフォン・タブレット・ゲーム機器などが身近なものになりました。便利で簡単に使えるようになったなかで、こどもの成長へのデメリットも心配されています。使用目的を明確にし使用時間を決めるなど、使用に関してお父さんやお母さん約束をすることが大切ですね。大人がしっかりと責任を持ちましょう。こどもは実体験を通した方が幼児期に必要なスキルを習得しやすいと言われています。人とのかかわりや戸外での遊びはバリエーションが豊かで実体験にはもってこいです。手で触れる・肌で感じる・目で見る・言葉を交わすことで体と心を育てましょう。

○　こどもは、友だち同士のぶつかり合いを通して社会のルールを知り、友だちへの思いやりも育っていきます。大人の都合や感情でこどもをみるのではなく、こどもの気持ちを理解し見守り励ましていきましょう。

○　こどもが“自分で”と言うときは、危険のない限り自分からやろうとする意欲を大切に見守りましょう。失敗しても怒らず、意欲につながるような言葉かけをしていきましょう。

○　「だめ」「いけません」「あぶない･･･」などの禁止ことばや「～しなさい」「早く早く」という命令的なことばを日頃使いがちです。「片付けしなさい！」というより「片付いていると気持ちいいね」や「○○するともっとよくなるよ」など、肯定的な言葉かけをすることはこどもの自発性を育てます。保護者の生活にこどもをあわせるのではなく、ゆとりをもった生活の工夫をしていきましょう。

○　自分の物や、みんなで使う物を大切にする気持ちを育てましょう。

よい習慣をつけましょう

人間の一生で一番成長のめざましい乳幼児期に、生活に必要な能力の基礎が育ちます。この時期に大人がなんでもやってしまったり口を出しすぎたりするのではなく、必要に応じて手を貸し、時には見守ったりしながらよい習慣を身につけていけるよう援助していきましょう。

○　自分のことは自分でできるよう、着脱のしやすい衣類や足に合った靴を選びましょう。

○　いつもきれいにしていると気持ちがよいという感覚は、清潔の習慣づけの第一歩です。

・朝起きたら顔を洗い、髪をとかしましょう。

・食事の前や、戸外から帰ってきたときは手洗い、うがいをしましょう。

・衣類は毎日とりかえましょう。

・爪は常に短く切っておきましょう。伸びすぎると不潔なだけでなく、怪我につながることもあります。

・髪の毛は衛生的にしましょう。

・むし歯予防のために、歯をみがきましょう。(一日一回は大人が仕上げみがきをしましょう。)

○　日常の生活の中で大人が進んで正しい言葉を使うよう心がけましょう。

・おはよう、さようなら、ありがとう等の挨拶が気持ちよくできるようにしましょう。

・「はい」「いいえ」等の返事がはっきり言えるようにしましょう。

○　快い一日を過ごすためには、朝の気持ちよいスタートが大切です。“早く、早く”とせきたてることのないよう時間にゆとりを持つようにしましょう。

○　出かける前には持ち物をよく調べ、忘れ物はないかこどもと一緒に確かめましょう。

親子のふれあいを大切にしましょう

乳幼児期は親にまとわりついて肌のふれあいや愛情をもとめる時期です。十分なスキンシップを持つことがこどもの自立につながります。短い時間でも心をこめて接していくことで親と子の絆を深めていきましょう。

○　こどもは保護者の迎えを心待ちにしています。帰り道は、園でのできごとを聞くなど、楽しい気持ちで帰宅できるように心がけましょう。

○　休日は戸外で遊んだり絵本を読んだりするなど、親子でゆっくり過ごす時間をつくるようにしましょう。

○　日頃経験できない生活体験も大切です。こどもにあった過ごし方で親子一緒に楽しむ時間を大切にしましょう。

発達の特徴　　（おおよその目安）

＜0～3か月未満児＞

○目覚めている時間が増していく。

○空腹やおむつが汚れるなど不快になると泣く。

○動くものを目で追う。

○人の顔をじっとみる。

○大きな音に反応する。

＜3か月～6か月未満児＞

○首がすわる。

○うつぶせ姿勢にすると頭を少し上げることがある。

○自分の手や指をもてあそび，自分の指を口に入れる。

○ガラガラを持たせると振ってあそぶ。

○声を出してひとりであそぶ。

○音や声のする方に顔をむける。

○あやしたり話しかけたりすると笑う。

○離乳食を食べ始める。（5 か月頃）

＜6か月～9か月未満児＞

○寝がえりが自由自在になったり、お座りしたり、這い出したりと動きが活発になってくる。

○遠くにある玩具をとろうとして腕をのばす。

○歯がはえ始める。

○知らない人を見ると表情を固くしたり，泣いたりする。

○好きな人を見るとキャッキャッと喜んで手をのばす。

○アーアー，ウーウー，マンマ等さかんに喃語を言うようになる。

○イナイ、イナイ、バァー等を喜ぶ。

○離乳食が進み、一日二回食となる。

＜9か月～1歳3か月未満児＞

○這い這いから、つかまり立ち、ヨチヨチ歩きをするようになる。

○歯の数が増え、かんで食べるようになる。

○気にいらないといらいらしたりじれて泣いたりして、自分の要求を強く表すようになる。

○身近な人を見てニコニコしたり、相手になってもらうことを喜んだりするが人見知りもする。

○好奇心が盛んになりいろいろな物に触れて遊ぶ。

○名前をよばれると、そちらの方にふり向く。

○大人のいう簡単なことばがわかり、片言が始まる。

○小さいものを親指と人さし指でつまむ。

○睡眠時間や排尿便の間隔が定まってくる。

○離乳食が 3 回になる。（12 か月頃。おやつなどの補食は必要）

＜１歳３か月～２歳未満児＞

○こぼしながらも手づかみやスプーン、フォークを使って一人で食べようとする。

○歩行が徐々にしっかりしていく。

○身振りで要求をあらわすことが多い。

○大人の話しかけや、相手をしてもらうことを喜ぶ。

○他児への関心が増してくる。

○要求が通らないとかみついたりひっかいたりすることがある。

○こどもをとりまくまわりのものにすべて興味をもって手を出す。（誤飲に注意する。）

（火気器具、ポット、ビニール袋、キャップ類、ボタン電池、化粧品、薬品、ボタン、磁石等）

＜２歳児＞

○食事はこぼしたりするが、一人で食べられる。

○食前、排泄後の手洗いなどは声を掛けられてするようになる。

○簡単な衣服を脱ぎ着できる。

○好きな絵本を読んでもらうと喜ぶ。

○簡単な歌が歌えたり、音楽に合わせて体を動かしたりすることを楽しむ。

○親、友だち、動物などのまねをすることが盛んになってくる。

○日常生活に必要な言葉がだんだんわかり、言葉数が増す。

○大人の言うことに「いや」と言ったり従わなかったりすることが多い。

○何でも自分でやりたがる反面、できないと頼ったりすることもまだある。

○自我の芽生えが、かんしゃく、八つ当たり頑固な行動となって表れてくることが多くなる。

○友だちなどへの関心や関わりが増すことから、物の取り合いによるトラブルが多くみられる。

○歩く、走る、跳ぶなど基本的な運動機能が伸びるとともに手、指の動作も巧みになってくる。

＜３歳児＞

○歩く、走る、跳ぶなどの運動機能がしっかりしてくる。

○手洗い、うがいができるようになる。

○食事は一人で食べられる。

○排便は一人でできるようになるが、大人の手助けを必要とする。

○下着、洋服、パンツ、ズボン、靴下、靴などは脱いだり、着たり、履いたりができる。

○簡単なきまりがわかるようになる。

○友だちと喜んで遊び、少しのがまんはできる。

○身のまわりのことに興味をもち「なぜ」「どうして」などの質問が多くなる。

○自分の物と、人の物の区別ができる。

○簡単なストーリーのある絵本を見たり、読んでもらったりすることを喜ぶ。

＜４歳児＞

○嫌いなものでも少しは食べようとする。

○自分のことは自分ででき、簡単なお手伝いもする。

○健康、安全など日常生活に大切なきまりを守ろうとする。

○行動が活発になり、体をたくみに動かす運動が増える。

○大人や友だちのいうことを理解しようとする。

○自慢、喧嘩、好き、嫌いなどの感情をはっきりだすことができる。そのため、トラブルが、多くなるが、そのぶつかりの中で他人の立場や要求が分かるようになる。

○会話により生活が広まり、友だちと交流が豊かになる。

○ごっこ遊びや童話を好むようになる。

○好奇心が強く盛んに質問するようになる。

○自分なりのイメージを持って身近な素材を使って描いたり作ったりするようになり、感じたこと考えたことを表せるようになる。

＜５歳児＞

○日常生活のきまりや約束がわかり、分担した仕事をやりとおそうとする。

○運動機能が発達し、力を合わせ集団競技やルールのあるゲームを楽しむ。

○問題がおきた場合、大人に頼らないで、自分たちで解決しようとする傾向があらわれる。

○自分と他の人との違いなどに気づくようになり、不当と思うことを、黙っていない。

○友だちとつながりが深まり、集団活動の楽しさが増す。

○知ろうとする気持ちが強くなり、身近な社会や自然の現象を正しくとらえようとして疑問をもち、工夫して解決しようとする。

○日常生活に必要な言葉が使え、文字や数に対して興味をしめす。

○絵本や物語などに親しみ、内容に興味を持ち、様々に想像して楽しむ。

○身近な人との関わりの中で、思いやりやいたわりの気持ち、感謝の気持ちを持つ。

別紙１

延　長　保　育　実　施　要　綱

社会福祉法人 福島福祉施設協会

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人福島福祉施設協会が運営する保育所に入所（園）している児童の保護者が、やむを得ない事由により通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童について必要な事項を定めるものとする。

（資格条件）

第２条　延長保育の対象となる児童は、保護者の就労時間及び通勤時間を考慮し、延長保育が必要と認められる児童に限るものとする。

（申請及び許可）

第３条　延長保育を受けようとする保護者は、延長保育申込書に記入し各保育所（園）に提出し許可を得なければならない。

（保育時間）

第４条　１．開所（園）時間と標準時間と短時間利用時間は次のとおりとする。

（１）開所時間は月曜日から土曜日の午前７時から午後７時

（２）標準時間認定利用時間設定は午前７時から午後６時

（３）短時間認定利用時間設定は利用者の保護者の勤務時間等で各施設によって異なるが、当協会の施設は当面次のとおりとする。

・福島保育所、瀬上保育所、福島わかば保育園、飯坂保育所は、午前８時から午後４時

・福島隣保館保育所、福島ふたば保育園は、午前８時３０分から午後４時３０分

２．延長保育時間は次のとおりとする。

（１）標準時間利用児童は午後６時から午後７時

（２）短時間利用児童は午前７時から各施設の短時間利用設定時間開始までと各施設短時間利用設定時間終了から午後６時

（短時間認定利用者の延長保育利用は突発性のものとし、常時利用の場合は市役所の標準時間認定を受けなければならない）

（延長保育利用料）

第５条　１．利用料は、１人１回２００円とする。（短時間認定利用者の場合は、短時間利用設定開始までの利用、短時間利用設定時間終了以後の利用は各１回とする）

２．延長保育を利用した保護者は、利用料（月末締め）を原則毎月 25 日に口座より引き落としとする。ただし、口座振替に同意いただけない場合は現金での納入とする。

（延長保育停止）

第６条　施設長は、次の各号に該当すると認めるときは、延長保育の利用を停止することができる。

１．第２条の要件に該当しなくなったとき

２．保育上の指示に従わないとき

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、延長保育に関して必要な事項は施設長が定める。

（附則）この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

令和　　年度

緊急時連絡票

瀬上保育所
電話024-553-5334

別紙２

児童名	ふりがな	生年月日	性別
		年　月　日 西暦　年	男・女
住所	〒　－ 年　月　日より変更	電話番号	―　― （自宅・父携帯・母携帯）
こども医療費受給資格者証	受給資格者番号		受給資格氏名（保護者）

かかりつけ医・アレルギー状況

かかりつけ病院名	①	②	アレルギーの有無	食物　無・〔有〕
電話番号	―　―	―　―		投薬　無・〔有〕

緊急連絡先　　※　緊急時は①から順に連絡をいたします

優先番号	電話番号	氏名（続柄）	勤務先名（部署等） 住所
①	―　―	ふりがな （　）	（　）
②	―　―	ふりがな （　）	（　）
③	―　―	ふりがな （　）	（　）
④	―　―	ふりがな （　）	（　）

上記以外連絡先　　※　緊急時のみ、保護者の方に連絡がつかない場合に連絡をします

優先番号	電話番号	氏名（続柄）	住所
①	―　―	ふりがな （　）	
②	―　―	ふりがな （　）	

※　変更があった場合は、赤線を引いて訂正し日付を記入してください

2026

別紙３

保護者の皆様へ

保育所、認定こども園、幼稚園においては、園児等が医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際に備え

○ 令和６年12月２日以降、健康保険証が新規発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）によりオンライン資格確認を行うことが基本となっています。
○ ただし、保育所、認定こども園、幼稚園（以下「保育所等」という。）において保護者に代わって、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等（以下「保育士等」という。）が園児等を連れて医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際には、保育士等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことを踏まえ、
・ マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物や、・ 資格情報のお知らせ又はその写しを保育所等において事前に預かっておき、保育士等が当該印刷物等を医療機関・薬局に提示するといった方法により保険診療・保険調剤を受けることも妨げられません（※１）。
（※１）この場合、園児等のマイナ保険証の提示は不要。

○ 他方、保護者が園児等を医療機関・薬局に連れて行く場合には、マイナ保険証を提示いただくようお願いいたします。

○ なお、園児等がマイナンバーカードを取得していない場合や、マイナ保険証を保有していない場合については、加入している保険者から資格確認書が交付されることとなりますが、これまで、健康保険証の写しを預かっていた取扱いが一部で見られたところ、資格確認書の写し（※２）を預かっておき、医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることも妨げられません。
（※２）資格確認書の原本は、保険者において複製等防止措置が講じられているが、この場合は、複製されたものであっても受け付けて差し支えない。

○ こうした方法による確認の結果、療養の給付を受ける資格が明らかな場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の適切な自己負担分（３割分等）のみを受領ください。
他方、やむを得ず上記のいずれによる確認も行えない場合には、一旦医療費の全額（10割）をお支払いいただき、保険者から払い戻しを受けるか、後日、資格が確認できた際に、自己負担分を超える金額について医療機関・薬局から還付を受けることが想定されます。

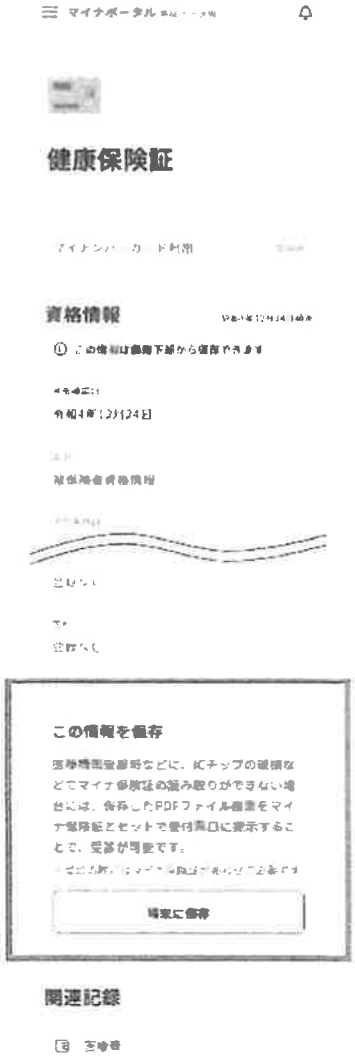
➢
マイナポータル、資格情報のお知らせについて
○ マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることで、当該マイナンバーカードの所有者の保険資格情報を確認することができ、マイナポータル上で「端末に保存」を押すことで PDF にてダウンロードすることが可能です。
○ また、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をされている方に対しては、各保険者より「資格情報のお知らせ」を送付します。なお、「資格情報のお知らせ」については、被保険者（児童・生徒を扶養する者）の転職等により、保険者異動があるごとに各保険者が交付します。
➢
資格確認書について
○ 資格確認書は、原則、被保険者本人の申請に基づき各保険者が交付します。ただし、当面の間、マイナ保険証を保有しない方等に対しては、申請によらず各保険者が交付します。資格確認書の有効期限は５年以内で、各保険者が定めることとしており、当該有効期限は資格確認書中に明記されます。

（参考①）マイナポータル画面
（※）赤枠内の「端末に保存」を押し、ダウンロードできる PDF 画面が次ページ
（参考②）マイナポータルからダウンロードできる PDF 画面

これらのことから、「医療保険の資格情報」の提出をお願いします。

① マイナンバーカードを取得する。
② マイナ保険証を取得する。
③ マイナポータルアプリをインストールし登録する。
④ マイナポータルアプリから「医療保険の資格情報」をダウンロードする。
⑤ ダウンロードしたものをプリントして保育所へ提出お願いします。

（参考①）マイナポータル画面



（※）赤枠内の「端末に保存」を押し、ダウンロードできるPDF画面が次ページ

（参考②）マイナポータルからダウンロードできるPDF画面

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月1日 時点

保険者名	XXXXXXXX健康保険組合
保険者番号	00000000
記号	1
番号	00000
枝番	00
氏名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一部負担金割合	3割
有効期限	2024年7月31日

（注） マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご留意ください。

令和8年度　　社会福祉法人福島福祉施設協会　保育所会　安全計画　　瀬上保育所　　別紙4

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
安全への配慮 乳児	○SIDS発生予防のため、５分毎に睡眠状況を観察する（目視・マット型センサーでの二重チェック）※慣らし保育中は特に気をつける　○安全な環境を整える、発達に応じた探索活動が十分にできるようにする　○一人ひとりの発達状態を把握し、危険のないよう傍で見守る ○午睡時は溢乳や嘔吐物・布団等で口や鼻がふさがらないように見守る（スタイは外す）　○玩具の大きさや素材等に注意する　○抱っこやおんぶをしている時は、子どもがぶつかったりしないよう保育者の同囲に気をつける											
安全への配慮 1歳以上3歳未満児	○SIDS発生予防のため年齢に応じた間隔で睡眠状況を確認する（慣らし保育中は特に気を付ける） ○一人ひとりの発達状態を把握しながら安全な環境を整える ○新しい環境の疲れがでてくるので一人ひとりの健康状態に配慮する ○年齢に応じた手洗い・うがい等の大切さを知らせる		○一人ひとりの発達に応じた玩具や遊具を用意する ○環境を整え、怪我や事故（転倒、噛みつき、ひっかき等）を予防する ○水分や休息を十分にとり、静と動の活動バランスに配慮する ○防虫対策を行う ○職員間で水遊びの際に注意すべきポイント（ガイドライン等を参考にする）を確認する ○安全に水遊びが楽しめるよう一人ひとりの健康状態を確認する ○水遊びでは監視にあたる職員を配置し、職員間で役割を分担し目を離さないようにする			○安全な環境を整え、発達に応じた遊びや活動ができるようにする ○暖房器具の取扱いに注意し、やけどなどの事故防止（ヒーターの温度管理等）に努める ○保育者と一緒に衣服の調節をし、薄着で健康にすごせるようにする ○保育施設外（散歩、園外保育等）活動時は、年齢や発達に応じた計画を立て、移動や活動は安全に十分に配慮する			○雪の日の安全な遊び方や身支度の仕方を知らせる ・雪での遊び方、場所 ・防寒具の着用等			
安全指導 3歳以上児	○保育所（園）で安全に過ごすための生活や遊びのルールを知る ・登降所（園）の仕方 ・遊具や用具の使い方 ・困った時の対応の仕方 ・散歩時の安全な歩き方 ・手洗い・うがいの大切さを知らせる	・固定遊具の安全な遊び方 ・生活や遊びの中で必要な用具の使い方 ・ケガや体調不良時の対応の仕方 ・道路の安全な歩き方 ○火災時の避難方法を知る ・「おはしも」の約束	○雨の日の安全な生活の仕方を知る・雨具の扱い方、始末の仕方 ○生き物の世話の仕方や安全な虫・危険な虫について知る ○防虫対策を行う ○水遊びの決まりや約束を知る ・準備体操 ・プールでの約束 ・安全な遊び方 ○不審者への対応の仕方を知る ・「いかのおすし」の約束	○暑い日の過ごし方を知る ・熱中症予防 ・水分補給 ・休息の取り方 ○水遊びの決まりや約束を守ろうとする ・準備体操 ・プールでの約束 ・安全な遊び方 ○地震時の避難の仕方を知る		○様々な遊具や用具の安全な使い方を知る ○施設外（散歩、園外活動等）での安全な活動の仕方を知る ・交通ルールの大切さ ・目的地での遊び方 ・集団で行動する時の約束 ○健康な生活の仕方を知る ・衣服調節の大切さ ・ケガや危険時の対応の仕方		○戸外で体を動かし、健康に過ごす ・気温や活動に応じた服装 ○暖房器具の危険性について知り、安全に関する約束を知る	○風邪予防に関心を持つ ・生活リズムの大切さ	○雪の日の身支度の仕方や安全な遊び方を知る ・防寒具の着用 ・雪での遊び方、場所	○進んで体を動かし、健康に過ごす ・十分に体を動かす ・薄着の習慣を身につける	○保育所（園）や公共の場でルールを守ろうとする
全体的な配慮事項	○毎日の出席・欠席・遅刻・早退児を必ず把握し、職員間で確認する。（保護者から欠席の連絡のない児童には、必ず連絡を入れて確認する） ○室内活動時はもちろん、園外活動時は特に、常に子どもの行動の把握に努め、職員間の役割分担を明確にする。 ○複数のクラスが同時に遊ぶ場合は、保育者の配置。声掛け等、職員間の連絡を図る ○延長保育、土曜保育、合同保育、行事など普段と保育体制が異なる日の配慮事項について連絡をする					○年齢や一人ひとりの発達に応じた遊具の使い方、遊び方に配慮する ○子ども自身が安全や危険を認識できるような働きかけをする ○睡眠時は、安全な環境を整え、年齢に応じた間隔で睡眠チェックを行う（0歳児－5分毎　1.2歳児－10分毎　3・4・5歳児－15分毎） ※0歳児は、マット型センサーと目視の二重チェック　慣らし保育中は特に気をつける ○プールや水遊びをする時は、監視体制をしっかり整え、役割分担を明確にする			○窒息の可能性のある大きさ・形状の玩具や物は、乳児室には置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する ○食事の際は、一人ひとりの発達・摂食状況や当日の健康状態等を把握すると共に年齢によらず食事の様子を観察する ○食物アレルギー児の把握や除去食の対応について、職員間での連携及び確認事項の共有を行う			
安全管理（施設・整備・園内環境）	○安全点検票やマニュアルの作成及び全職員での確認・共有 ○災害用備蓄の点検 ○緊急時の合図の確認 ○災害時の職員間の連携について確認 ○散歩経路の危険箇所の確認 ○害虫による被害対策（毛虫、蚊、ハチ等の害虫駆除、虫よけ虫さされ対策）		○室内外の安全点検（遊具・用具・玩具・避難車等含む） ○災害時非常持ち出し品の確認、点検 ○プール、水遊びの安全衛生管理と事故防止点検 ○冷房設備の点検、準備			○戸外における遊び場や動線の安全確認及び戸外遊びの際の健康管理 ○運動会の取り組みにおける安全確認及び健康管理 ○運動用具の点検 ○暖房設備の点検、準備、安全対策				○積雪時の安全確認（凍結、落屑のあるおそれのある場所の確認等） ○水道管の凍結防止対策		
安全に関する組織活動 避難訓練	※施設や地域の状況に応じて立案した避難訓練年間計画に基づいて実施していく（下記：実施例） ○火災訓練 ・非常ベルの音・避難旗を知らせる ・避難時の約束を知らせる	○火災訓練 ・火災時の避難の仕方を知らせる ・第一避難場所を知らせる	○地震訓練 ・地震時の避難の仕方を知らせる	○不審者訓練 ・職員間の連携の仕方を確認する	○台風・竜巻・洪水訓練 ・風水害時の避難の仕方を知らせる	○地震・火災訓練 ・避難の仕方を知らせる ・非常食体験	○火災訓練 ・消防署との総合訓練を行い、火災時の避難の仕方を確認する（通報訓練も含む）	○地震訓練 ・避難の仕方を知らせる	○火災訓練（引き渡し訓練） ・迎えの保護者に参加してもらい引き渡し訓練を行う	○火災訓練 ・防寒着を着ての避難の仕方を確認する	○不審者訓練 ・警察と連携し、防犯訓練を行う（県警ホットライン等使用・通報訓練も含む）	○地震・火災訓練 ・諸災害時の避難の仕方を再確認する
	○消火訓練（毎月実施－全職員が行う）											
保護者・地域との連携	○保育所（園）だよりでの周知 ○保護者へ感染症対策や対応について伝え、施設で感染症がでた際には周知する（通年） ○子どもの健康状態、生活リズム等の把握 ○定期予防接種実施状況の確認 ○保護者への施設での安全対策の共有と家庭内における安全教育実施の依頼 ○交通安全教室 ○給食だより で誤嚥防止の周知 ○避難訓練後にメールをする		○保護者へプール・水遊びの衛生管理及び配慮事項を周知する ○毎朝、沐浴・プールチェック表へ記入してもらう ○保護者へ生活リズムの調整や体調への配慮を依頼する			○学校欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）を活用し、地域の感染症の状況を把握する ○予防接種チェックシートの確認（健康診断前） ○消防署との総合訓練				○保護者へ生活リズムの調整・体調の配慮を依頼する。 ○メディアとの付き合い方を伝える ○防寒具を用意してもらう		
研修等	○安全計画について　○ヒヤリハット共有・分析 ○危機管理マニュアル確認 ○防火管理者の選任及び講習について ○アレルギー児の対応について ○散歩マニュアルの確認 ○害虫被害の予防・対策について ○誤嚥防止について　○普通救命講習		○不審者対応について ○心配蘇生法・AEDについて ○風水害時の対応について ○虐待の予防、早期発見対応について ○応急手当（緊急時・怪我の手当）について ○感染症対策・対応について（嘔吐処理） ○やけどの事故防止について家庭にも周知する		○プール・水遊びの安全衛生 ○夏の感染症について ○熱中症の予防・対応につい				○ヒヤリハットの年間集計・分析 ○情報管理について			

【福島福祉施設協会　保育士会　マニュアル】1、危機管理　2、事故防止　3、保育所における感染症　4、給食危機管理（食物アレルギー）　5、児童虐待対応について　6、個人情報管理について

別紙５

カスタマーハラスメントに対する行動指針

社会福祉法人　福島福祉施設協会

【目的】

社会福祉法人福島福祉施設協会（以下「本会」という。）は、「人とともに地域とともにいきいきと　～ふだんのくらしのしあわせ～」を基本理念に掲げ、職員一同が日々の業務に取り組んでおります。

本会の基本理念を実現するためには、本会とご利用者、そのご家族、関連事業所や取引業者（以下「関係者の皆様」という。）との協力関係が必須であると考えております。本会と関係者の皆様がお互いに信頼しあい、本会職員（以下「職員」という。）が安心し気持ちよく働くことができれば、結果として関係者の皆様の満足度向上や課題の解決につながるはずです。

この指針は、それらを実現するために関係者の皆様に、ご協力いただきたいこと、知っておいていただきたいことをお伝えすることを目的といたします。

【カスタマーハラスメントについて】

関係者の皆様からの暴言や暴力・悪質なクレームなどの迷惑行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）は、ハラスメント行為となります。

労働契約法第５条において、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定されているとおり、職員の心身の健康に配慮し安心して働くことのできる環境を提供する義務があります。

【対象となる行為】

この指針におけるカスタマーハラスメントの対象となる行為は、労働施策総合推進法が定義するハラスメントの定義を基準とし、以下のような関係者の皆様の言動を想定しております。なお、記載されているものは例示であり、これらに限られるという趣旨ではございません。

≪関係者の皆様による職員に対しての暴力・暴言・ストーカー行為≫

・暴力・暴言・誹謗中傷（インターネット、SNS 上でのものも含む）
・威迫・脅迫
・ストーカー行為（頻繁な電話やメール並びに SNS のメッセージ送信を含む）
・人格を否定する発言
・侮辱する発言

≪関係者の皆様による職員に対しての過剰または不合理な要求≫

・合理的理由のない謝罪の要求
・解雇等の本会内処罰の要求
・社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求

≪関係者の皆様による職員に対しての合理的範囲を超える時間的・場所的拘束≫

・合理的理由のない長時間の拘束

・合理的理由のない事業所以外の場所への呼び出し

≪関係者の皆様による職員に対してのその他ハラスメント行為≫

・プライバシーの侵害行為

・セクシュアルハラスメント

・その他各種のハラスメント

【カスタマーハラスメントへの対応】

≪本会内での対応≫

・カスタマーハラスメントの発生に備え、職員がカスタマーハラスメントに関する知識及び対処法を習得するための施策を実施します。

・カスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置します。

・カスタマーハラスメントの被害にあった職員のケアを最優先に努めます。

・カスタマーハラスメント発生時の対応体制を構築します。

≪本会外での対応≫

・カスタマーハラスメントに屈することなく、合理的で理性的な話し合いを求め、よりよい関係の構築に努めます。

・カスタマーハラスメントに関することについては、その内容を正確に把握するため、電話や会話の内容を録音させていただく場合があり、その内容は当該カスタマーハラスメントの解決のために利用します。

・カスタマーハラスメントが行われた場合は、必要に応じて弁護士等適切な外部専門家を交えながら解決を図ることがございます。

・カスタマーハラスメントが行われた場合は、契約の解除や取引を中止することがあります。

・カスタマーハラスメントの性質が、反社会的勢力による不当または不法な圧力である場合は、断固たる対応を行うものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携を図り対応します。

【関係者の皆様に対するお願い】

職員の心身の安全を確保し、関係者の皆様と職員の対等で良好な関係を築くために、この指針を制定いたしました。

多くの関係者の皆様は、上記に該当するような事案はなく、施設をご利用いただいておりますが、今後もより良い関係の構築により、質の高いサービスの提供に尽力していきたいと考えておりますので、引き続きご協力お願いいたします。

制定　令和５年10月１日

与　薬　依　頼　書

クラス名＿＿＿＿＿＿＿＿

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿　保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿

※ジッパーの袋に、与薬依頼書・くすり・薬の説明書を入れて依頼してください。
薬の容器や袋には、必ずクラス名と児童名を記載してください。

病名（症状）	医療機関名	受 診 日
		年　　月

・薬の内容　（　該当するものに○印　）

・粉薬（　　包）　・水薬　・その他（　　）

・塗り薬（患部　　）

・点眼　（　右　・　左　・　両方〈　　分間の間隔を開ける）

・薬の服用（使用）のタイミング及び方法

・昼食前　・昼食後　・午睡前　・午睡後

・その他（　　）

・薬の保管法

・室温　・冷暗所　・その他（　　）

薬服用期間　　年　月　日　～　月　日

月　日	／	／	／	／	／	／	／
預かり者							
与薬者							
与薬時間	：	：	：	：	：	：	：

※最終日の記録を確認してサインを記入し、
保育所へ提出お願いします。

保護者のサイン	

2026

与　薬　依　頼　書

クラス名＿＿＿＿＿＿＿＿

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿　保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿

※ジッパーの袋に、与薬依頼書・くすり・薬の説明書を入れて依頼してください。
薬の容器や袋には、必ずクラス名と児童名を記載してください。

別紙６

病名（症状）	医療機関名	受 診 日
		年　　月

・薬の内容　（　該当するものに○印　）

・粉薬（　　包）　・水薬　・その他（　　）

・塗り薬（患部　　）

・点眼　（　右　・　左　・　両方〈　　分間の間隔を開ける）

・薬の服用（使用）のタイミング及び方法

・昼食前　・昼食後　・午睡前　・午睡後

・その他（　　）

・薬の保管法

・室温　・冷暗所　・その他（　　）

薬服用期間　　年　月　日　～　月　日

月　日	／	／	／	／	／	／	／
預かり者							
与薬者							
与薬時間	：	：	：	：	：	：	：

※最終日の記録を確認してサインを記入し、
保育所へ提出お願いします。

保護者のサイン	

2026

別紙７

医師の意見書

主治医の皆様へ

保育所(園)・認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の作成をお願いいたします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所(園)・認定こども園生活が可能な状態となってからの登所(園)であるようご配慮ください。

保育所(園)・認定こども園長様　　児童名＿＿＿＿＿＿＿＿

●病名(□にチェックを入れてください)

1. 医師の記入	2. 医師または保護者の記入
□ 麻しん(はしか)	□ インフルエンザ
□ 風疹(三日ばしか)	※必ず下記日付をご記入ください。
□ 水痘(水ぼうそう)	(発症:　月　日 / 解熱:　月　日)
□ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	□ 新型コロナウイルス感染症
□ 腸管出血性大腸菌感染症	※必ず下記日付をご記入ください。
(O157、O26、O111等)	(発症:　月　日 / 症状軽快:　月　日)
□ 咽頭結膜熱(プール熱)	□ 溶連菌感染症
□ 流行性角結膜炎(はやり目)	□ マイコプラズマ肺炎
□ 百日咳	□ ウイルス性胃腸炎
□ 結核	(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)
□ 髄膜炎菌性髄膜炎	□ ヘルパンギーナ
□ 急性出血性結膜炎	□ RSウイルス感染症
	□ 帯状疱疹
	□ 手足口病
	□ その他(　　)

(医師記入欄)

上記の児童については、すでに症状も回復し裏面の「登所(園)のめやす」に基づき集団生活に支障がない状態になったので登所(園)可能と判断します。

令和　　年　　月　　日　医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿

(保護者記入欄)

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されたので登所(園)いたします。

令和　　年　　月　　日　医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿

(R7年4月～)

別紙８

登所(園)のめやす

	感染症の種類	登所（園）のめやす
1・医師の記入	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（腫れ）が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失する、又は５日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157,O26,O111等)	
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	急性出血性結膜炎	

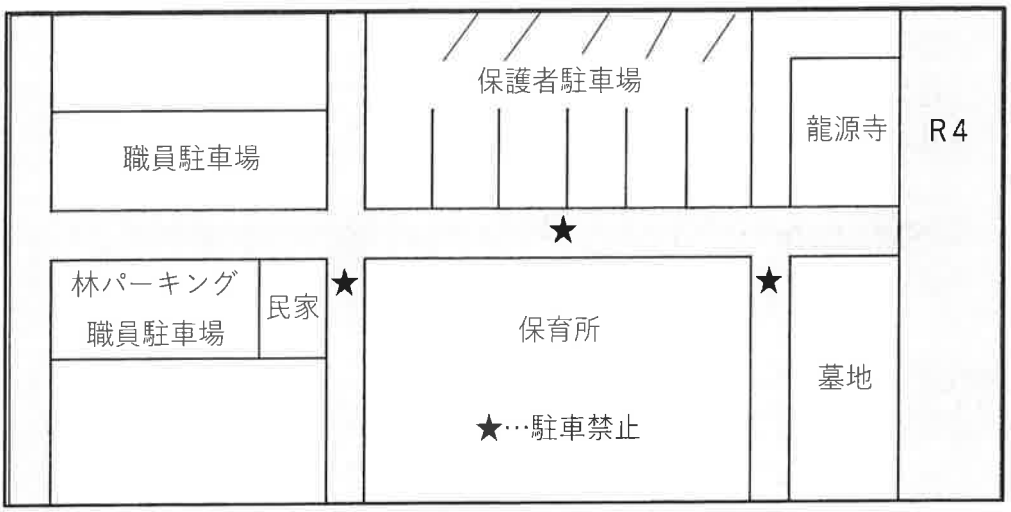
	感染症の種類	登所（園）のめやす
2・医師または保護者の記入	インフルエンザ	発症後５日を経過し、かつ解熱した後２日（幼児は３日）を経過するまで ※【発症後5日とは】…**発症した日は「０」**とし、翌日から5日 ※【解熱した後3日とは】…**解熱した日は「０」**とし、翌日から3日
	新型コロナウィルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで ※【発症後5日とは】…**発症した日は「０」**とし、翌日から5日
	溶連菌感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	マイコプラズマ肺炎	
	ウイルス性胃腸炎 (ﾉﾛ,ﾛﾀ,ｱﾃﾞﾉｳｲﾙｽ等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱がなく(解熱後１日以上経過し)、普段の食事がとれること
	ＲＳウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がいいこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
	手足口病	発熱がなく(解熱後１日以上経過し)、普段の食事がとれること

福島市幼保支援課
（R7年4月～）

別紙９

駐車場の案内

車で登降所する方は、次の事項をよく守って下さい。
・駐車したら、エンジンを切り、必ず鍵をかけてください。
（近隣への迷惑、子どものいたずら、車上荒らし等の犯罪防止のため）
・下記の★印の所は駐車しないで下さい。また、最徐行で行ってください。



保護者駐車場が満車の際は、職員駐車場をご利用ください。

※登所時は、お子さんと必ず手をつなぎましょう。
保育所北側の道路は一般の道路なので、横断の際は必ず左右の確認を行ってください。
降所時は、駐車場では速やかに乗車してお帰りください。





保護者様控え	別紙１０

個人情報使用同意書

【同意事項】

① 瀬上保育所での開示

・提供される保育サービス
誕生表、各行事の写真や動画の掲載、ホームページ等への公開、
各行事での名前紹介、文集、パンフレットや作品出展
各種研修資料、ルクミー

・保護者会活動にかかるもの

② 他の事業所等への情報開示

・他の保育所（園）、協力医療機関等との連携等
・外部監査機関または司法機関等への提出等
・行政機関等への各種報告等
・損害賠償保険等にかかる保険会社等への各種相談又は届出等
・法人が運営する SNS、および法人が作成するポスター、パンフレット等の掲載

③ 上記以外の開示

上記以外に開示として、以下項目がございます。

・インターネット、新聞、テレビ等の外部メディアに写真、動画、
記事等の掲載
・行事や日常保育のビデオ撮影及び保護者の保育所（園）での鑑賞
・退所(園)したあとも、写真を使用

個人情報の使用について上記の事項を確認のうえ

同意します　・　同意しません

社会福祉法人　福島福祉施設協会

瀬上保育所　所長　佐藤　純子　　令和　　年　　月　　日

児童氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

児童から見た続柄：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿